

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十  
七号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正  
する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提  
供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の規定に基づき、就学前の子どもに  
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労  
働省令第三号）の全部を改正する命令を次のよう  
に定め。

**第一条** 就学前の子どもに関する教育、保育等の（法第二条第四項の主務省令で定める施設）

口 事業主団体がその構成員である事業主の  
合意的な提供の推進に関する法律（以下「法」と  
いう。）第一条第四項の主務省令で定める施  
は、次に掲げる施設とする。  
　一日に保育する子どもの数（次に掲げるも  
のを除く。）が五人以下である施設であつて、  
その旨が約款その他の書類により明らかであ  
るもの。  
イ 事業主がその雇用する労働者の監護する  
子どもを保育するため自ら設置する施設  
又は事業主から委託を受けて当該事業主が  
雇用する労働者の監護する子どもの保育を  
実施する施設については、当該労働者の監  
護する子どもの数。

雇用する労働者の監護する子どもを保育するためには、自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する子どもの保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する子どもの数  
八 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する子どもを保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する子どもの保育を実施する施設にあっては、当該構成員の監護する子どもの数

又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者から委託を受けた当該顧客の監護する子どもを保育する施設にあつては、当該顧客の監護する子どもの数

ホ 設置者の四親等内の親族である子どもの数

二 半年を限度として臨時に設置される施設  
(法第二条第二項の主務省令で定める事業)

第三条 法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもとの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

二 地域の家庭において、当該家庭の子どもとの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となつた地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

四 地域の子どもとの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

五 間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

第六条 法第三条第一項の主務省令で定める場合

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保育所に係る児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等(法第三条第一項に規定する指定都市等をいふ。以下同じ。)の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合

の教育委員会の職員が補助執行を行つてゐることその他の当該都道府県又は指定都市等における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が認定こども園の認定を行なうことが適當と認めてその旨を定めた場合（法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

**第四条** 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市等所在施設（以下単に「指定都市等所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市等の長、第七条第一項第一号、第二十八条第一号及び第二十九条第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市等の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。）が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの处分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められたい場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三条第五項第四号ホに規定する者の親会社等（申請者の親会社等）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者

二 申請者（株式会社である場合に限る。）の  
議決権の過半数を所有している者

三 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項第三号及び第三項第三号において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

四 申請者の事業の方針の決定に關して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者

二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

四 事業の方針の決定に關する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者

二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者

四 事業の方針の決定に關する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

一 申請者の重要な事項に係る意思決定に關与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に關与している者であること。

二 法第三条第一項又は第三項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。

（法第三条第六項の規定による協議手続）

**第六条** 法第三条第六項の規定による協議は、法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類

を市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に提出してするものとする。

（法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合）

**第七条** 法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域（指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この項及び第二十二条第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするもの）を含む。以下この項及び第二十二条第一項において同じ。）の利用定員の総数（当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」といいう。）に係るものであつて、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び第二十二条第一項において同じ。）の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している児童の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している児童の総数を勘案して都道府県知事が定める数）の合計数が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二条において「都道府県計画」といいう。）指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定によつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものである場合における同項各号の規定の適用について、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達し

ているか、又は当該申請に係る施設の認定に提出してするものとする。

（法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合）

**第七条** 法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域（指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この項及び第二十二条第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするもの）を含む。以下この項及び第二十二条第一項において同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、子ども・子育て支援法第六十一条第二項（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この項及び第二十二条第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするもの）を含む。以下この項及び第二十二条第一項において同じ。）の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している児童の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している児童の総数を勘案して都道府県知事が定める数）の合計数が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二条において「都道府県計画」といいう。）指定都市等の長が法第三条第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定によつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものである場合における同項各号の規定の適用について、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達し

よつてこれを超えることになると認める場合

二 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七百七号）第十二条の四第一項に規定する区域）において実施しようとする教育又は保育の事業（以下同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、子ども・子育て支援法第六十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府

県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認める場合

三 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下この号及び第二十二条第一項において同一。）の利用定員の総数（幼稚園連携型認定こども園に置かれる用務員の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉士等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものである場合における同項各号の規定の適用について、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達し

よつてこれを超えることになると認める場合

四 法第四条第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別

二 認定こども園の名称

三 認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者の氏名

四 教育又は保育の目標及び主な内容

五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

六 法第四条第一項第五号の主務省令で定める事項（法第四条第一項第五号の主務省令で定める事項）

三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学徒養成職員（学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

四 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の教員を含む。）の職

五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童

福法第四十四条に規定する救護院（旧児童

福法第四十八条第四項ただし書の規定によ



該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している児童の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している児童の総数を勘案して都道府県知事（指定都市等の長が認可を行ふ場合にあっては指定都市等の長）が定める市町村計画（以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認める場合

一 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであつて、子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであつて、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認める場合

二 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の

第二學の及はる者えはよく者えは切認する

2  
必要利用定員総数（申請幼保連携型認定）ども園事業開始年度に係るものであつて、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認める場合

前項各号の申請に係る幼保連携型認定（ども園が幼稚園又は保育所を廃止して設置しようとする場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「必要利用定員総数（申請幼保連携型認定）ども園事業開始年度に係るものであつて」とあるのは、「必要利用定員総数（申請幼保連携型認定）ども園事業開始年度に係るもの（都道府県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供の確保体制に必要な数を加えて得た数を含む）」であつて」とする。

（法第二百三十三条の規定による評価の方法）

第二切認 そのお及は 第二(注)

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の評価を行つに当たつては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第二十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

**第二十七条** 学校保健安全法施行規則の準用

		第三条	第六条	第三項	第四条	第五条	段前	第二項	第一項	第二項	第三項	第六項	第三項	第二項	第一項
会 教 育 委 員 長	校 公 立 小 学	授業	授業	教育	教育	抄写	第二項	表簿	（第	学則					
		連携型認定ことども園	教育又は保育	教育の	教育、保育又は子育ての支援	を除はる。	本又はの	前第	二十	表簿	園則				

項 第八条第三 項	第八条第一 項、第三項 に第二条の二 第一項並び 第二十九条 第一項、第二十 二条第一項、第 二十一条及び第 四条第一項、第 七条第六 項、第七条第一 項	第八条第一 項、第三項 に第二条の二 第一項並び 第二十九条 第一項、第二十 二条第一項、第 二十一条及び第 四条第一項、第 七条第六 項、第七条第一 項	第七条第六 項	第七条第一 項	第七条第一 項	第五条第一 項
校長は	児童生徒等	全幼稚、小学校 の第二学年以上 の児童、中学校 及び高等学校の 生徒、高等専門 学校の第二学年 以上の学生並び に大学の全学生	園児	ものとする。	ものとする。 （以下「園児」とい う。）に係る法第十 三条第一項に規定する園児に 満三歳未満の園児に ついては、これに準 ずるものとする。	毎学年、六月三 十日までに行う もの
就学前の子どもに する教育、保育等の 総合的な提供の推進 に関する法律第十四 条第一項に規定する	園児			回は六月三十日まで に行うものとする。）	回行う（そのうち一 回は六月三十日まで に行うものとする。）	入園時及び毎年度二 回行う（そのうち一 回は六月三十日まで に行うものとする。）

項	第九条第一 一	幼兒、児童又は園児及びその保護者	園長(以下「園長」という。)は
		生徒にあつては(就学前の子どもに当該幼兒、児童に関する教育、保育等又は生徒及びその総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項に規定する十二年法律第二条第十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)	当該幼兒、児童の保護者(学校教育法(昭和二年法律第二条第十一項に規定する保護者をいう。)第十二条法律第二条第十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)
	第二十条	第一項及び第二項、第三項第一項第八号及び第二项並びに第二十一条校長	学年別
	第二十一条	第一項及び第二項、第三項第一項第八号及び第二项並びに第二十一条校長	年齢別
	第二十二条	第一項及び第二项並びに第二十一条校長	園長
	第二十三条	第一項及び第二项並びに第二十一条校長	
	第二十四条	(法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更)	
第二十八条	法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更	法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更のうち都道府県知事が定める数を超えない範囲内で行われるもの(幼保連携型認定こども園の利用定員、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。)	
第二十九条	法第二十九条に規定する教育保育概要として同条の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの	法第三十条第一項の規定による報告の方法等は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事・指定都市等所在施設である認定こども園については当該指定都市等の長の定める日までに提出することにより行うものとする。	報告年月日の前日において在籍している法第四条第一項第三号に規定する保育を必要と

する子どもに係る利用定員（満三歳未満の者）の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）及び同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

二　当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県（指定都市等所在施設では、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三　法第二十八条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項  
(幼保連携型認定こども園の指導要録)

第三十条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

五　令第八条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の事項

細則については、都道府県知事（指定都市等所 在施設である幼保連携型認定こども園（都道府 県が設置するものを除く。）については、当該 指定都市等の長）が、これを定める。	
附 則	
（施行期日）	
第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 の一部を改正する法律（以下「一部改正法」と いう。）の施行の日から施行する。	第二条 第七条第一項第二号及び第三号並びに第 二十二条第一項第二号及び第三号の規定の適用 については、当分の間、次の表の上欄に掲げる この命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄の字句とする。
第七条もとのもの（申請施設事業開始年度の翌年 度に係るもの）、申請施設事業開始年度に係る もの（申請幼保連携型認定こども園）にあっては、 申請施設事業開始年度の翌年度に係るもの）であって、 同号	第七条第一項第二号及び第三号並びに第 二十二条第一項第二号及び第三号の規定の適用 については、当分の間、次の表の上欄に掲げる この命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄の字句とする。
第二十号 二条第一項第一 二号及 二号第三 号 （法附則第二項の主務省令で定める基準）	第二十号 二条第一項第一 二号及 二号第三 号 （法附則第二項の主務省令で定める基準）
第三条 法附則第二項の主務省令で定める基準 は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 次のいずれにも該当する市町村であること。 イ 前々年の四月一日において、子ども・子 育て支援法第二十七条第一項に規定する特 定教育・保育施設（認定こども園又は保育 所に限る。）又は同法第四十三条第一項に 規定する特定地域型保育事業（以下この条 において「特定教育・保育施設等」とい う。）の利用の申込みを行った同法第二十 一条第四項に規定する教育・保育給付認定保 護者（同法第十九条第二号又は第三号に掲 げる小学校就学前子どもの保護者に限る。	第三条 法附則第二項の主務省令で定める基準 は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 次のいずれにも該当する市町村であること。 イ 前々年の四月一日において、子ども・子 育て支援法第二十七条第一項に規定する特 定教育・保育施設（認定こども園又は保育 所に限る。）又は同法第四十三条第一項に 規定する特定地域型保育事業（以下この条 において「特定教育・保育施設等」とい う。）の利用の申込みを行った同法第二十 一条第四項に規定する教育・保育給付認定保 護者（同法第十九条第二号又は第三号に掲 げる小学校就学前子どもの保護者に限る。

以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。)の当該申込みに係る子どもであつて特定教育・保育施設等を利用するもの(次のいずれかに該当するものを除く。)の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している子どもであつて、法附則第二項の規定利用していないもの(次のいずれかに該当するものを除く。)の数並びに当該市町村の改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第四条の規定を適用しないものとした場合に当該特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの数の合計数が百人以上であること。

(1) 幼稚園に在籍する幼児であつて、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業(事業の実施に要する費用に係る国又は地方公共団体の補助(以下この号において「事業実施補助」という。)を受けているものに限る。)又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(事業実施補助を受けているものに限る。)を利用している子ども

(2) 幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業(事業の実施に要する費用に係る国又は地方公共団体の補助(以下この号において「事業実施補助」という。)を受けているものに限る。)又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(事業実施補助を受けているものに限る。)を利用している子ども

(3) 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(事業実施補助を受けているものに限る。)を利用している子ども

(4) 教育・保育給付認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又は(2)に規定する事業若しくは(3)に規定する施設を利用することができますとする子ども

(5) 育児休業中の教育・保育給付認定保護者(特定教育・保育施設等の利用が可能となつた場合に就業する予定であると認められる者を除く。)の子ども

(6) 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第一条の

五第六号に規定する求職活動を継続的に行つてることを事由として子ども・子育て支援法第二十条第一項及び第三項の規定を受けた教育・保育給付認定保護者であつて、当該求職活動を継続的に行つてないと認められるものの子ども

口 前々年の一月一日において、当該市町村に属する地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条に規定する標準地(以下この条において単に「標準地」という。)に属する地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第七条第一項に規定する市街化区域内の同法第九条第一項に規定する第一種低層住居専用地域、同条第二項に規定する第二種低層住居専用地域、同条第三項に規定する第一種中高層住居専用地域同条第四項に規定する第二種中高層住居専用地域、同条第五項に規定する第一種住居地域及び同条第六項に規定する第二種住居地域並びにその他の同法第四条第二項に規定する都市計画区域(以下この号において単に「都市計画区域」という。)内及び都市計画区域外の地価公示法第二条第一項に規定する公示区域内において居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。以下同じ。)であるものについて同法第六条の規定により公示された価格の平均額が、首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十九号)第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第一百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域並びに同条第四項に規定する近郊整備区城並びに中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第一百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域内の市町村に属する標準地であつて住宅地であるものについて地価公示法第六条の規定により公示された価格の平均額を超えていること。

口 次のいずれにも該当する市町村であることを。

イ 前号イに該当すること。

口 前々年の一月一日において、当該市町村に属する標準地であつて住宅地であるものについて地価公示法第二条第一項の規定により公示された価格の平均額が、首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若

しくは同条第四項に規定する近郊整備地帶、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内の市町村に属する標準地であつて住宅地であるものについて地価公示法第二条第一項の規定により公示された価格のうちの最低額を超えていること。

ハ 次に掲げる事項を公表していること。

(1) 特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地の確保その他の教育・保育(子ども・子育て支援法第十四条第一項に規定する教育・保育をいう。)の提供体制を確保するため講じている措置に関する事項

(2) (1)の措置を講じてもなお特定教育・保育施設等の整備の用に供する土地を確保することが困難である旨及びその理由

(一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件)

第四条 一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあること。

二 廃止する幼稚園の数と設置する幼保連携型認定こども園の数が同一の数以下であること。

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年五月二九日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)

この命令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年六月二六日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年八月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第六号)

この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、令和四年二月二八日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月二十一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)

この命令は、平成二十九年九月二十一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)

この命令は、平成三十一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成三十一年九月二七日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年九月二〇日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月二日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月二日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第四号)

この命令は、令和五年四月一日から施行する。

2

幼保連携型認定こども園において、この命令による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第二十七条において準用する学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第二十九条の二第二項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める園児の所在の確認を行なうことを要しない。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

**附 則**（令和五年三月三一日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）抄

1 (施行期日) この命令は、令和五年四月一日から施行する。